

2022 年 6 月 1 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、以下の感染症対策を講ずるよう求める。

1. 学内各所のトイレに、便座クリーナー（液体）を設置せよ。
2. 貴法人は全学の累計感染者数を公表しているが、過去のデータを参照できない形式なので増加率等が把握できず、また、事業場ごとの感染状況もわからない。過去のデータを公開し、また、事業場・部署ごとの感染者数は当該事業場・部署内で共有できるように改めよ。さらに、対面授業に出席している学生が感染した場合は、教員にも情報を共有せよ。
3. 学生寮で感染者が出た場合、クラスターと認定されるか否かにかかわらず、他の学生に感染が拡大しないよう情報を共有し、かつ、迅速な PCR 検査や避難ができる体制を整えよ。本組合に届いた学生からの情報によると、陸上競技部とバレーボール部の寮で複数の感染者が出ているにもかかわらず、学外での試合・応援に参加させており、また、感染者情報が共有されないまま部員が授業に出席している可能性もあるという。アメフト部でのクラスター発生については公表しているが、陸上・バレー部について公表していないことから推測するに、複数の感染者は出たがクラスター認定には至らなかったものと思われる。しかし、認定されなかったことは安全性の証明にはならず、感染情報の共有はするべきである。情報共有により混乱が生じたり、当事者のプライバシーが侵害されたりという可能性もあり、慎重な対応が必要であることは理解できるが、まずは上記のような対応で感染拡大を防止し、学生や教職員が安心できる環境の構築に努めよ。
4. キャンパス内でマスクをしていない学生を見かけるようになった。昼休みの混み合う時間帯に大きな声で話しながら組合員のすぐ横を歩いていくこともある。屋内はもちろんのこと、どのキャンパス・事業場でも、屋外ならばマスクを外してもよいという状況にはない。学内を巡回するなどして、マスクの着用を徹底させよ。
5. もし貴法人が、条件付でマスクを外してもよいというメッセージを出すことを検討しているのであれば止めるよう警告する。どのような条件を付けても、マスク着用義務

がなくなったと単純化して受け取る学生が出てくることは容易に想定できる。現在でも、マスクを着用するよう注意した教員に対して「政府が不要といている」と反論する学生がいる。教員の指導にも限界がある。

回答は一週間以内とする。

以上